

我孫子市工事成績評定要領

総務部 工事検査室

我孫子市工事成績評定要領

(要旨)

第1 この要領は、本市が発注する工事に関する成績の評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(評定の方針)

第2 評定は、請負者の適正な評価、施工技術の向上及び育成に資するため、厳正かつ公正に行わなければならない。

(評定の対象)

第3 評定は、1件の請負金額が我孫子市工事検査要綱（平成2年訓令第17号。以下「要綱」という。）第3条第1項第1号規定する工事について行うものとする。

2 契約内容が次の工事に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、評定の対象から除外することができる。

(1) 修繕又は定期補修等の工事

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定による随意契約により契約を締結された工事

(評定の時期)

第4 評定の時期は、次の各号に定める職員につき、それぞれ当該各号に定める時期に行うものとする。

(1) 検査職員 出来高（部分引き渡し）検査及び竣工検査の時

(2) 主任監督職員及び監督職員 出来高（部分引き渡し）確認及び竣工確認の時

(工事成績評定表の提出)

第5 要綱第10条の規定による工事成績評定表（以下「評定表」という。）は、所属において所要事項を記載し、要綱第5条第2項の規定による工事検査実施依頼書と併せて工事検査室長に提出するものとする。

(評定者)

第6 成績評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査職員、主任監督職員及び監督職員とする。

(評定の方法)

第7 評定は、次により行うものとする。

- (1) 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。
- (2) 工事成績の採点は、評定表により行うものとする。
- (3) 評定は、工事請負金額が500万円未満の工事は「小規模型」、工事請負金額500万円以上の工事は「簡便型」とし、土木工事については「土木工事編」、建築工事（電気設備及び機械設備含む）については「公共建築工事編」の工事成績採点の考査項目別運用表を使用するものとする。この場合において、監督職員及び主任監督職員にあつては施工プロセスのチェックリスト（様式第1号）を考慮するものとする。
また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は、当該工事における実施状況（様式第2号）及び説明資料（様式第3号）により提出できるものとし、提出があつた場合はこれらも考慮するものとする。

(考査項目の採点方法)

第8 評定表の考査項目の採点は、次により算出するものとする。

- (1) 出来高、中間検査があつた場合の竣工時評定点合計は、監督職員の評定点①×0.4+主任監督職員の評定点②×0.2+検査職員（竣工）の評定点④×0.4-法令遵守等⑤とする。ただし、検査職員（竣工）の評定点は、出来高・中間検査の結果を考慮するものとする。なお、出来高・中間検査が2回以上あつた場合についても同様とする。
- (2) 出来高、中間検査がなかつた場合の竣工時の評定点合計は、監督職員の評定点①×0.4+主任監督職員の評定点②×0.2+検査職員（竣工）の評定点④×0.4-法令遵守等⑤とする。
- (3) 出来高（部分引き渡し）の場合は、検査職員、主任監督職員及び監督職員が各々評定を行い、竣工の際に竣工検査時の評定点と金額により加重平均により算出する。
- (4) 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- (5) 法令遵守等は、主任監督職員が記入する。
- (6) 所見は、必ず記入する。

(7) 手直しを指示した場合は、手直し前の状態で採点し、手直し後の評価はしないものとする。

(成績評定結果の請負者への通知)

第9 工事成績評定の結果については、要綱第11条第3項に規定する工事検査結果通知書の備考欄に評定点を記し、請負者に通知するものとする。

(評定の結果に関する説明の申し出に対する回答)

第10 第9による通知を受けた請負者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、工事成績評定結果説明申出書(様式第4号)により、市長に説明を求めることができる。

2 市長は、前項の申出書の提出があったときは、工事成績評定結果説明書(様式第5号)により、速やかに当該申出者に対し回答するものとする。

(成績評定点の修正)

第11 工事目的物の引き渡しを受けた後、瑕疵担保期間中に関係法令違反、事故等により瑕疵が判明したときは、当該工事に係る工事成績評定を見直し、工事成績評定結果を修正するとともに、当該工事に係る請負者に対し文書で通知するものとする。

(工事成績評定結果の公表)

第12 工事成績評定の結果は、公表する。

(公表の方法)

第13 第12の公表は、工事検査結果通知書の写しを閲覧に供する方法により行う。

2 前項の閲覧の時期は、工事検査結果通知書の通知日から当該通知日の属する年度の翌年度末までの間とする。

3 閲覧は、工事検査室において行う。

4 閲覧に供する工事検査結果通知書の写しは、閲覧場所以外に持ち出すことができない。

(閲覧の申請等)

第14 第13第1項の規定により閲覧をしようとする者は、工事成績評定閲覧申請簿(様式第6号)に必要事項を記載し、工事検査室長の承認を得なければならない。

附 則

この要領は、平成 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 5 年 4 月 9 日総管第 3 5 0 号市長決裁）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 1 5 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 1 2 の規定は、1 年を経過した日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領による改正後の我孫子市工事成績評定要領は、この要領の施行の日以後に契約を締結する工事について適用し、施行の日前に契約を締結した工事の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行し、平成 1 7 年度契約に係る工事から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の我孫子市工事成績評定要領の規定は、この要領の施行の日以降に契約を締結する工事から適用し、施行の日以前に契約を締結した工事については、なお、従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の我孫子市工事成績評定要領の規定は、この要領の施行の日以降に

契約を締結する工事から適用し、同日前に契約を締結した工事については、
なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成 23 年 5 月 17 日から施行する。